

平成30年度第9回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成31年(2019年)1月24日(木) 15:00～17:00

2 場 所 長野県庁議会棟 第一特別会議室

3 内 容

○ 議事

- (1) 喬木村内発生土置き場(堰下)における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全について
- (2) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(副))
大 窪 久美子
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝 (委員長)
亀 山 章
北 原 曜
陸 齊
塩 田 正 純
富 樫 均
中 村 寛 志 (委員長職務代理者(正))
御 巫 由 紀
山 室 真 澄

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

鈴 木 啓 助
中 村 雅 彦
野見山 哲 生

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、平成30年度第9回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。
私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。鈴木委員、中村雅彦委員、野見山委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

委員の皆様方御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。
本日も会議の進行に御協力をお願いいたします。
では本日の会議の進行予定と配布資料について事務局から説明をお願いします。

事務局
是永
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の是永剛と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、議事(1)リニア中央新幹線工事に係る喬木村内発生土置き場(堰下)における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全について、JR東海から御説明をいただきます。その後御議論をいただきまして概ね16時30分には会議を終了する予定としております。

次にこれまでの経過を簡単に御説明させていただきます。

本事業につきましては、一昨日1月22日にJR東海が報告書を公表しまして、県ではその公表を受け本日この報告書に対する環境保全の見地からの意見募集について報道発表いたしました。住民意見については2月25日までの1ヶ月間意見を求めているところです。また、喬木村、県関係機関にも現在意見照会中です。

今後、本日の御審議、御意見や住民等の御意見を踏まえまして、JR東海に県の助言を通知することとなります。

次に本日の会議資料について、会議次第のとおり御手元に「環境の調査及び影響検討そして環境保全」の概要版となるパワーポイントの資料を資料1として配布しております。他に「環境の調査及び影響検討の結果について」という本編A4黄色のファイル、「資料編」の青色ファイル、「環境保全の報告書」は紫ファイルとして配布させていただきました。

事務局からの説明は以上となります。

片谷委員長

ありがとうございました。配布資料は御手元に揃っておりますでしょうか。揃っているようですので早速審議を始めます。

議事1「喬木村内発生土置き場(堰下)における環境の調査及び影響検討の結果」、「環境保全について」ということですが、こちらについて事業者さんから説明していただきたいと思っております。

事業者の皆様方、御多忙の中委員会に御出席くださりましてありがとうございます。早速ですが本日の資料の説明をよろしくお願いいたします。

事業者
佐藤
(東海旅客鉄道)

では説明させていただきます。

「喬木村内発生土置き場(堰下)における環境の調査及び影響検討の結果について」、「喬木村内発生土置き場(堰下)における環境保全について」になります。

資料を配布しておりますがスライドにて御説明させていただきます。

前半①「喬木村内発生土置き場（堰下）における環境の調査及び影響検討の結果について」御説明いたします。

本書の構成は御覧の本編、資料編の構成となっており、本編は全7章となります。次に本章の概要について、中央新幹線事業については平成26年10月17日に工事実施計画の認可を受け工事に着手しました。

環境影響評価書において、発生土置き場を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に環境保全措置の内容を詳細なものとするための調査及び影響検討を実施します。

本書は喬木村において計画が具体的となった発生土置き場堰下計画地について、調査及び影響検討の結果をとりまとめたものです。

なお、環境保全措置の具体的な内容について、「喬木村内発生土置き場（堰下）における環境保全について」として別に取りまとめておりますので、本日後半部分で御説明させていただきます。なお、以後スライドの右上端に表記している番号は、御手元の本編におけるページ番号です。ここより本編の内容です。

まず工事の位置について、今回対象となる工事の位置は、図に赤丸で示す発生土置き場堰下計画地です。天竜川の左岸側、中央新幹線の計画路線の南側に位置し、喬木村内で計画しています。スクリーンは発生土置き場の現地写真です。こちらの写真は上の図の矢印の方向に向かって撮影したものです。天竜川に架かっている阿島橋の喬木村側から撮影したものです。工事の種類を位置平面図に示しています。施設水路の改良、調整池の設置、調整池放流管路の設置、耕土のすき取りと盛土工です。

本編2-2ページは工事の概要をまとめています。スクリーン左側が平面図、右側は平面図のA-A箇所について切った断面図です。面積は約55,000㎡、容量は約70,000㎡、最大盛土高は約1.5mとなります。本置き場は盛土を造成後ガイドウェイ製作・保管ヤードとして当社が一時的に使用する計画です。

工事工程について、2019年度4月より準備工に着手し、下期以降に盛土工を実施します。

発生土置き場堰下計画地はその造成後2026年度までガイドウェイ製作・保管ヤードとして使用する計画です。

工事用車両の運行台数については、こちらの表に発生土置き場堰下計画地への運搬に用いる車両の運行台数を示しています。月当たり往復として最大で7300台、発生土置き場堰下計画地の造成工事には中央新幹線の工事で発生する発生土を使用する計画です。

次に第3章の調査及び影響検討の手法について御説明します。実施した環境影響評価項目は御覧のとおりです。丸に取消し線が付いているものは、評価書作成時には選定し、今回は非選定とした項目です。選定、非選定とした理由は本編3-1~3-3にまとめてありますが、このうち非選定とした中で土地の安定性については、土地の改変が軽微であることから非選定としました。また動物、植物、生態系については既に改変されている範囲であり、周辺を含む現地の状況などを踏まえて非選定としました。

次に第4章の調査結果の概要並びに影響検討の結果について御説明します。

まず大気質のうち二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の検討結果についてです。建設機械の稼働については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも基準値を下回る検討結果となりました。

次に資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響についても二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも基準値を下回る検討結果となりました。

大気質の二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境保全措置は、次のとおり行ってまいります。建設機械の稼働については排出ガス対策型の建設機械の採用など、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行については、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持などを行ってまいります。

次に大気質のうち粉じん等の検討結果についてです。建設機械の稼働、資材及び機械

の運搬に用いる車両の運行とも基準値を下回る検討結果となりました。

粉じん等の環境保全措置は次のとおり行ってまいります。建設機械の稼働に関しては工事規模に合わせた建設機械の設定など、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行については荷台への粉じんシート敷設及び散水などを行ってまいります。

次に騒音についてです。建設機械の稼働に関する騒音については検討結果が基準値を下回る結果となりました。主な環境保全措置は低騒音型建設機械の採用などを行ってまいります。

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に関する騒音の検討結果は、68 dBとなり、基準を上回ります。しかし現況の騒音レベルが環境基準を超過しており資材及び機械の運搬に用いる車両による寄与はほとんどないと考えます。道路管理者と連絡、調整を密にはかり、さらなる環境影響の低減に努めてまいります。

主な環境保全措置としては、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持などを行ってまいります。

次に振動について、建設機械の稼働に関する振動の検討結果は 68 dBとなり基準値を下回ります。

主な環境保全措置として低振動型建設機械の採用などを行ってまいります。資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に関する振動の検討結果は 38 dBとなり基準値を下回ります。

主な環境保全措置として、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持などを行ってまいります。

次に水質の検討結果の主な環境保全措置についてですが、発生土置き場に係る水の濁りについては、発生土置き場の設置に係る浮遊物質の影響について配慮事項を明らかにすることより定性的に検討しました。沈砂池等による処理のほか必要により排水基準を踏まえ適切に処理をして排水することから、周辺公共用水域への影響は小さいと考えます。

主な環境保全措置は工事排水の適切な処理などを行ってまいります。

次に重要な地形及び地質の検討結果についてです。事業の実施に伴う重要な地形及び地質への影響を明らかにすることにより、定性的に検討しました。発生土置き場の設置に伴い改変の可能性がある範囲には重要な地形及び地質が存在しないことから、重要な地形及び地質に係る環境影響の回避が図られていると考えられます。

事後調査については、環境保全措置の効果に係る知見が不十分なものがないため事後調査は行わないこととします。

次は後半部分の②「喬木村内発生土置き場（堰下）における環境保全について」御説明いたします。本書の構成は5章の構成となっています。

第1章本書の概要について、喬木村内発生土置き場堰下計画地について、環境影響評価書及び「喬木村内発生土置き場（堰下）における環境の調査及び影響検討の結果について」に基づき実施する、環境保全措置及びモニタリングの具体的な計画、工事完了後に周辺環境への影響を回避又は低減するための管理計画についてとりまとめたものです。

第2章の工事概要については、先ほど御説明した環境の調査及び影響検討の結果についてと同様のため説明は省略いたします。

第3章の環境保全措置の計画について御説明します。環境保全措置の検討方法については、図に示すとおり3段階のフローで検討してまいります。

第一段階は発生土置き場の詳細な計画に当たり、重要な地形及び地質等その他の環境要因への影響を考慮するとともに、ガイドウェイの製作・保管に必要な面積を勘案の上、発生土置き場の範囲を検討するものです。

第二段階はその上で工事による影響を低減させるための環境保全措置を現場の状況に即し検討するものです。検討は建設機械、仮設設備等のハード面、係員の配置、教育・指導、設備のメンテナンス等のソフト面の検討を行っています。

第三段階では必要な場合には、環境を代償するための措置について検討するもので

す。

次に工事による影響を低減させるため工事中に実施する環境保全措置について、工事の内容等を考慮し、計画しました。

大気環境に関する主な環境保全は排出ガス対策型、低騒音、低振動型建設機械を採用します。水環境に対しては公共用水域への放流時に工事排水の水の濁りを監視します。

モニタリングは表のとおり計画しています。

大気質、騒音、振動については工事の最盛期に1回行います。水質については浮遊物質量、水素イオン濃度を工事前に1回、工事中に年1回行います。その他モニタリングとは別に準備工及び盛土工、施行中の騒音、振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図ります。先ほどの表に記載したモニタリングの位置を資料1の30番の図でお示ししています。大気質、騒音、振動について一般環境は左の赤丸の地点で、沿道大気環境は右の赤丸の地点でモニタリングを行います。水質調査地点について、排水路等の流末箇所は上の青い丸の地点で、排水先の下流地点は下の青い丸の地点でモニタリングを行います。

第5章の発生土置き場の管理計画について、国土交通大臣意見を受け、平成26年8月に公表した環境影響評価書において、発生土置き場の設置にあたっては、関係地方公共団体等と調整を行った上で、濁水や土砂の流失防止やその他周辺環境への影響を回避低減するための管理計画を、発生土置き場ごとに作成することとしています。

今回発生土置き場堰下計画地において、工事中、工事完成後における管理計画を喬木村と協議の上取りまとめました。

工事中の管理計画については、発生土置き場堰下計画地に、中央新幹線の工事におけるトンネル掘削により発生するズリを搬入する場合は、坑口部を除き土壤汚染対策法の対象とはならないもの、「建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック」等を踏まえた、自然由来の重金属及び酸性化可能性の調査を行い発生土置き場堰下計画地へは基準値に適合することが確認された土のみを搬入します。

計画上の配慮については排水計画の流入水処理は、必要に応じて発生土置き場の外周に排水溝を設置します。法面の管理計画の法面勾配は安定勾配1:1.8とします。法面保護としては、必要に応じて法肩に排水側溝を設置する等により土砂の流出を防止します。

次に造成中の配慮事項について、まず試験施工については設計に基づき、地盤支持力や盛土強度が確保されるか確認します。具体的には盛土底面部での支持力を確認する平板載荷試験と盛土材としての適性を確認するための粒度試験、撒き出し厚さと転圧回数を確認するための試験盛土を実施し、試験後の盛土の沈下量と密度試験による盛土強度を確認します。事前処理として支持地盤上にある耕土をすきとり、撤去します。敷均し、締固めに関しては搬入土の土質を確認、必要に応じて含水比を調整の上、重機械を使用して50cm毎を基本として均等に締固めを行います。

施行中の排水については日々の作業終了時には、表面に勾配を設け、降雨の際に締固めが終了した発生土が泥濘化すること防止します。また排水の監視として放流口にて水質の確認を行い、排水基準を超えることのないよう監視します。

造成中の異常時対応として1時間の降雨量が30mm以上の場合は作業を中止し、巡回点検を実施します。異常を発見した際は異常時連絡系統図に従い、関係各所に連絡します。地震については震度4以上の地震が発生した場合は巡回点検を実施します。異常が発生した場合は関係各所に連絡します。

工事完了後の管理計画について、発生土置き場堰下計画地は盛土造成後、当社がガイドウェイ製作・保管ヤードとして一時的に使用し、使用期間中は当社が管理します。モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて工事完了後も影響が収束するまでの間モニタリングを実施し、必要な際には追加の環境保全措置を実施します。上記の措置が完了し、ガイドウェイ製作・保管ヤードの使用を終えたのちの最終的な管理の引継ぎについては、喬木村及び地権者と十分に調整を行い適切な管理が継続して実施されるよう努めます。

説明は以上になります。ありがとうございました。

片谷委員長

ありがとうございました。全体を通してご説明いただきました。これから質疑に入りますが、内容的にはかなり多岐にわたっておりますので、少しずつ区切って質疑をさせていただきたいと存じます。まず、工事の中身についての認識が違っておらずと後の議論が食い違ってまいりますので、工事概要の部分、スライド番号8番までについてご質疑等の御発言を承りたいと存じます。

亀山委員どうぞ。

亀山委員

土地利用の改変を伴うわけですね。現況の土地利用は農地ですか。

事業者
平永

(東海旅客鉄道
株式会社)

これまで農地として使用されておりましたが、現在は農地を転用して雑種地になっており、当社が借用しております。

亀山委員

すでに農地転用されているのですね。

事業者
平永

農地転用しております。

亀山委員

盛土をした後のガイドウェイ製作・保管ヤードというのは、どういったものでしょうか。また、一時的に使用するとありますが、その後はどういう土地利用に変わっていくのかお聞きしたいです。

事業者
平永

まず、ガイドウェイ製作・保管ヤードについて、補足資料をお示しします。ガイドウェイとは、中央新幹線を走らせるためのコンクリート製の約12メートルの製品でして、堰下計画地にこちらを製作する工場を作ります。ヤードのイメージですが、スクリーンにお示しのとおり、製作ヤードと保管ヤードを敷地内に配置する計画です。

ガイドウェイは、建設工事の進捗に伴って製作し、製作したものを現地に運搬していきます。こちらのヤードは中央新幹線開業後は不要なものになりますので、その後については、喬木村と当社で協定を結んでおりまして、喬木村がその後活用することとなっております。

亀山委員

ガイドウェイの製作・保管が環境に及ぼす影響については、今回は触れられていないのですか。

事業者
小池

(東海旅客鉄道
株式会社)

ガイドウェイの製作・保管については、今回触れておりません。今回の中身については、土を持ってきて造成することによる環境への影響が大きいと考えております。その後のガイドウェイを製作する段階においては、通常のコンクリート製品の製造工場と同じで、コンクリート製品を作ってそこに保管するのみになります。環境影響としては土を持ってきて入れることが一番大きいため、その点にクローズアップして、環境への影響の検討と保全計画を作成しております。

亀山委員

そこにクローズアップするということは分かりますが、これだけ大きな工場ができる敷地であり、しかもそこでリニア新幹線関係の製品を作るわけですね。これが稼働している間は、環境に及ぼす影響は何らかの形で現れるかと思いますが、それを見ない理由が分かりません。

事業者

今回お出ししているところでは、あくまでも発生土置き場としての堰下の造成を考

小池	<p>えておりますので、その部分で影響検討と保全計画を作成しております。</p> <p>ガイドウェイの製作に関する影響検討は考えておりませんが、その先のガイドウェイを運んだり敷設していく段階については、全体の工事の中で保全計画等を検討していく必要があると考えております。</p>
亀山委員	<p>この前大鹿村を見てきた時も、直接関係はないけれど、県道を拡幅していたり、工事用道路を作っていたりと色々な事業が行われていました。リニアの工事はたくさんものを副次的にやっており、ある部分までしかリニアとしての検討は行われていませんが、これは直接リニアに関係しているので、何らかの形で環境への影響をきちんと検討しておく必要があるかと思えます。</p>
片谷委員長	<p>少なくともこの工場が稼働し始めると、運搬がかなり大規模になり、周辺の公道を使うこととなりますよね。そういったことは、計画が固まった段階で報告していただけるという理解でよろしいですか。</p>
事業者 小池	<p>ガイドウェイの運搬はそれほど多くの台数にはなりません、明かり区間の工事も含めて、環境の保全について検討させていただく必要があると考えております。本日はあくまでも土を持ってくる発生土置き場ということで取りまとめておりますので、そちらのご意見をいただければと思います。</p>
片谷委員長	<p>それについてはもう少し時期が近づいて詳細が固まった段階で何らかの報告をいただくということで、事務局予定しておいてください。</p> <p>亀山委員よろしいですか。では、工事概要に関して他にご質問等がありましたら承ります。北原委員どうぞ。</p>
北原委員	<p>計画地に隣接して飯田養護学校があり、そこが一番環境影響を受ける場所かと思えますが、先ほどのスライドでは全く触れられておりませんでした。周囲の民家や養護学校の規模のご説明をお願いしたいのと、土砂の運搬に当たっては、養護学校側の道路を使うのか伺いたいと思えます。</p>
事業者 平永	<p>周辺には養護学校や数件の民家がございますが、そういった方への事前のご説明や調整につきましては、計画の発表前にさせていただいております。養護学校の規模については調べて御回答させていただきますが、スライド6番の平面図でいうと、右下の位置に飯田養護学校が所在しております。</p> <p>2つ目のご質問につきまして、現在、計画地の前に道路がございますが、工事用車両の通行に十分な幅員がございませんので、道路の改良をさせていただくことを考えております。養護学校の生徒もございますので、両側に歩道を付けた道路に改良する予定です。そういったことで、養護学校の生徒・児童には十二分な配慮をして工事を進めるつもりでございますが、特に、養護学校の教職員の方々としっかり連携して工事計画を進めてまいりたいと考えております。</p>
北原委員	<p>職員の方々等と非常に綿密に打ち合わせをしているということですか。</p>
事業者 平永	<p>はい。</p>
北原委員	<p>モニタリングを行う場所もあるようですが、想定外の騒音や振動が出た場合どのように対応していくかも気になります。モニタリングの結果が基準値を超えてしまった場合の対応も協議しているのですか。</p>

事業者 小池	今回実施する作業としましては、水路の敷設等の準備工事と土を入れていく工事になります。一般的な土木作業の騒音ですので、想定外の騒音が生じることはないと考えております。ただしそういった騒音や振動のご懸念が出てくることもありますので、養護学校付近にモニタリングの地点を設定して予測しておりますし、工事中も日々簡易計測等で問題がないことを確認しながら進めたいと思います。また、それに加えて、養護学校の方々と情報交換しながら進めさせていただきたいと考えております。
片谷委員長	その辺りのコミュニケーションといたしますか、確認作業はしっかりやっていただけると理解しましたのでしっかり進めていただくことをお願いしたいと思います。 梅崎委員どうぞ。
梅崎委員	スライド5番に計画路線と発生土置き場の位置を示した平面図がありますが、ここに搬入する発生土は、どこの工区のもので、どういった経路で入ってくるのでしょうか。
事業者 小池	発生土をどこから持ってくるかは確定しておりません。予測評価に当たっては、近隣の2つの幹線道路のいずれかを使わないと計画地へ運搬できず、また、環境影響評価の段階で予測地点としている道路が車両の通行台数も多いため、この地点を選定しております。今後も、運搬経路等が確定しましたら、一番適している場所でモニタリングを行うことを考えています。
梅崎委員	現状は分かりました。そうすると、搬出元の影響検討は別途行われるということですか。
事業者 小池	搬出側については、それぞれの工区ごとに環境保全の計画を取りまとめますので、そちらでしっかり予測評価させていただきます。
梅崎委員	土壌汚染のない、基準に適合した土だけを持ってくるということですが、選別についても搬出元でヤードを作って行うということですね。
事業者 小池	それぞれの工区の坑口に発生土を一時的に置くヤードを作っておりまして、そこで毎日問題ない土か点検して、問題ない土だけを持ってまいります。
梅崎委員	分かりました。
片谷委員長	おそらく近隣といたしますか、周辺の非常口から出た土を搬入するということですね。その非常口の一時保管場所で問題のない土か確認した上で運んでくるという理解でよろしいですね。
事業者 小池	はい。今おっしゃっていただいたとおりです。近隣で申しますと、伊那山地トンネルの坂島工区については既に環境保全の計画を提出しており、その中でも触れさせていただいているところです。今後、その西側の戸中・壬生沢工区なども環境保全の計画を取りまとめますので、そういった中でしっかり対応していきます。
片谷委員長	では、その段階でよろしく申し上げます。 大窪委員どうぞ。
大窪委員	資料編に記載されている文化財について、説明がなかったので確認させてください。上伊那から下伊那にかけて、天竜川の両岸は古代の遺跡群がありますが調査が進

んでいない場所です。リニアの長野県駅の周辺には、恒川遺跡という最近国から指定された遺跡群があるのですが、そのちょうど対岸が今回の計画地になっています。環4-4ページをご覧くださいと、古代の遺跡や古墳群といった埋蔵文化財が示されており、まだ知られていない遺跡、古墳があるということで調査が待たれています。

対象地については文化財がないため問題ないということで結論付けられています。掘って確かめたか確認させてください。また、周辺に埋蔵地が群になってあるので、今後、造成・管理していくうえで何かご予定があれば教えていただきたいと思えます。

事業者
小池

環4-4ページの図面では喬木村内の埋蔵文化財包蔵地のみを示しておりますが、今ご意見いただきましたように、実際には飯田市側にも埋蔵文化財包蔵地がございます。どちらも広範にあることは承知しており、そちらにつきましては、環境影響評価書に記載させていただいております。

ご懸念いただきました、ここの所は大丈夫なのかということについては、工事を進めていく前段で、長野県の教育委員会等に照会しております。教育委員会からは、遺跡等がありそうな場所は確認調査や試掘調査を行うように言われておりますので、そういったところはしっかりと対応しております。一方で今回の堰下の発生土置き場は天竜川の氾濫原に当たっております、ここについては問題ないというご回答をいただいておりますので、特に調査等は考えておりません。

大窪委員

分かりましたが、恒川遺跡は既に国指定の文化財として保存されており、対岸と関係性のある文化財が密集している地域なので、今後の造成、管理についてそういう意識を持っていただきたいと思えます。また、そういった情報を委員にも一言説明をしていただければ助かります。

事業者
小池

調査に当たっては、引き続き長野県の教育委員会等にしっかりご相談させていただき、必要な調査を行いながら、進めていきたいと思えます。

片谷委員長

よろしいでしょうか。では次に進みます。スライド9番の検討項目について、アセス図書で「○」が付いていたものの一部が今回非選定という判断になっておりますが、これについて何かご質問やご意見等がありましたら承ります。

亀山委員どうぞ。

亀山委員

本体のアセスメントの際は、配慮書から始まり方法書、準備書と進んでいきましたが、今回のような場合にはそういったプロセスがありません。そのため、項目の選定に当たっては、どういうものを根拠にして選定に当たったかが、非常にあいまいになっておりまして、おそらく大丈夫そうだから行わないと判断したように、私には見受けられません。配慮書や方法書を抜きにしていきなり準備書のようなものが出てくるやり方がよいのか、手続上の問題点があるように思えます。

例えば、放棄水田は希少な植物が生育していることが結構あり、調べてみないと分かりません。また、こういったところは色々な昆虫も生息していますし、オオタカなどの猛禽類がハンティングに使う場所であったりします。そういったことを考えると、現地を見ずに、写真を見ただけで問題ないので行いませんとすることは、かなり危険だと思えます。

何か予備的に調査をされたうえで決めるのであればいいのですが、この段階でこの項目はやらないと決めてしまい、後は一切見ませんというやり方は、よろしくないと思っております。

片谷委員長

亀山委員も御承知のことかと思えますが、今行っている審査の手続は法律や条例の定められておらず、あくまでも事業者が自主的に提出したものを審査しているわけで

すので、少なくとも方法書のような手続を踏んでいないことについてはやむを得ないものと私は思っております。ただ、非選定にするからにはそれなりの根拠が必要であるというご指摘はそのとおりかと思っておりますので、現地の状況をどのように確認したのか、事業者から補足の説明をしていただけますか。

事業者
平永

先ほどの御回答の中で、少し言葉足らずな部分があったかと思っておりますので、補足させていただきます。こちらは耕作放棄地ではなく、昨年度までほぼ全面的に耕作が行われていた場所であり、人の手が入った土地でございます。

事業者
小池

引き続きご説明させていただきます。
非選定とするに当たっては、我々が独断で判断するのは問題があると思っておりますので、現地を踏査し、専門家のご意見を伺った上で判断しております。

片谷委員長

昨年度までは耕作されており、耕作が終了した後に、専門家にも現地を確認いただいているということによろしいですか。

事業者
小池

専門家へは、現地の写真や環境コンサルタント会社による現地確認の結果を踏まえて相談させていただいております。

片谷委員長

分かりました。中村寛志委員どうぞ。

中村寛志委員

工事ヤードのところは既に改変されている範囲とのことでしたが、マニュアルに則れば周囲200メートル程度も調査対象になり、そうすると右端の土手も調査範囲に含まれるかと思えます。

実は阿島大橋の対岸の上流にミヤマシジミの生息場所があり、豊丘村からこちらにかけては、メタ個体群の局所個体群があちこちにあります。それがあるか、ないかは調査したのか、それとも評価書の時点で調査が終わっているため、調査を行わないこととしたのかお聞きします。

事業者
小池

天竜川のチョウについては、環境影響評価手続中から中村寛志委員から色々ご意見いただき、工事前に何らかの対応を行うことはお話しさせていただいているところです。工事の前段では、工事前の確認調査をして、対応についてはご相談させていただきたいと考えております。

中村寛志委員

土手にコマツナギの局所個体群があるか調査されているかお聞かせください。

事業者
小池

天竜川の内側ということでしょうか。

中村寛志委員

写真に映っている東向きの土手です。

事業者
小池

土手は改変を行いませんので、そちらについては何もしておりません。

片谷委員長

盛土した場合と一緒に埋まってしまう計画ではないという意味ですね。

事業者
小池

このスライドで言うと下のところしか埋まってきませんので、土手は改変しません。

中村寛志委員

仮にミヤマシジミがいたとしても影響を受けないという認識でしょうか。

事業者 小池	影響を受けないように施工してまいります。
片谷委員長	項目選定に関して、他にご意見はありますか。
大窪委員	先ほど亀山委員の意見で休耕地なので希少種がいるのではないかという話がありましたが、休耕地ではなくて昨年度まで農耕地として使われていたという説明がありました。農耕地にも、例えば絶滅危惧種に指定されている水田雑草が生育していたり、両生類だと長野県で準絶滅危惧種に指定されているトノサマガエルが生息している可能性のある場所かと思います。具体的にこの場所を歩いたわけではないので、どういう植物が生育しているのかはわかりませんが、大きな面積を盛土地として使用すると、植物、動物、生態系に影響が生じるので、事前にどういう動植物がいるのかということ現場を確認しないといけないのではと思います。
片谷委員長	先ほどのご回答で事業者さんがいったのは、着工前に現地を一度確認するというお話でしたが。
事業者 小池	それは天竜川の箇所についてで、こちらではありません。
片谷委員長	そうすると、今の大窪委員のご意見は、およそ一年前まで農地であったとしても希少種が生育している可能性があるのでは着工前に確認すべきだというご意見ですが、いかがでしょうか。
事業者 小池	この場所は、これまで耕作をしていて改変されているところですので、前段の詳細の調査はしない方針としています。 一方、一般の坂島の仮置き場等の人の手が入っていない場所では、評価項目として扱い予測評価しています。ご意見の趣旨は理解できますが、利用状況とそれを踏まえて専門家の方々にもヒアリングした上で判断をしておりますので、前段での調査は考えておりません。
片谷委員長	いかがですか。
大窪委員	アセスの手続の中では必ず実施しなければならないものではないということなので、事業者がやらないと判断すればそれまでなのかもしれませんが、ある程度の面積の盛土ができるということは、植物や生態系の環境は非常に変化します。周辺地にも影響を与えることですので、懸念が残るところです。
片谷委員長	専門家の意見を聴取しているというご回答ですが、それは書面にはなっていますか。
事業者 小池	公開するような形にしておりません。補足させていただくと、ここは水田として利用されてきているところで周辺にも水田地帯が広がっています。環境としては周辺にも広く同様の環境があることもあり、全体的な観点でそういったご意見をいただいているところであります。
片谷委員長	この報告書に具体的な情報は入っていませんけれども、今後の対応として専門家の方に意見聴取をしたということであれば、その内容を是非記載していただくともう少し安心感が増すと思います。可能なら追加資料として提出していただきたいのです。

が、難しいですか。

事業者
小池 今、ご意見をいただきましたので、我々も検討の上、事務局と相談させていただきたいと思います。

片谷委員長 委員会としては、根拠となるような情報であれば報告書に盛り込んでいただきたいという希望があります。今回どこまで可能か、事務局とやり取りしていただいて、可能な範囲でご対応をいただきたいと思います。専門家の個人名を出すといったことではありませんので、どういう意見があったのかということに関しては出来る限り公表していただきたいということをお願いしたいと思います。

梅崎委員 先ほどの委員長と亀山委員のやり取りについてはそのとおりかと思いますが、リニアに関しては事業の性格上どうしても不確定なことがありながら、進めていっています。今回は、結果的にあまり影響がないところなので、法律で求められた手続の外なので実施しないということでも問題がないわけですが、今の論理でいくと少々影響があっても事業者の誠意に任せるということになりかねないと思います。やはり原則は、原則なので、それを踏まえた上で先ほどの専門家の意見を整理するなどしていただかないと、事業の計画が全て決まるまで何も決められないということになりかねません。その辺りが聞いていて違和感がありました。

片谷委員長 今、梅崎委員からご発言のあった趣旨は委員のメンバーに共通する見解だと思えます。長野事務所は様々な点で積極的に対応をいただいているという認識は持っていますし、アセスの法律や条例の枠を超えた対応を今もしていただいているわけですが、現状に満足せずにもっと上のレベルを目指していただけると県民の方々の安心に繋がるといふことかと思えます。是非そういう意識で取り組んでいただきたいということをお伝えしておきたいと思えます。では、この表については一旦ここまでとさせていただきます。項目別の検討結果について順に見てまいります。

大気については私の担当分野となりますが、工事をする以上工事用車両や建設機械の影響が全くでないということはありません。数字の上でもある程度の寄与率が出ておりますが、保全措置の適切な実施が一番重要だと思います。この事業だけではないのですが、環境保全措置として行うこととしている環境配慮型重機の使用について、JR 東海さんが工事を実施する事業者を選定する際にこういった形で入札条件として取り入れられているのか、この機会にお尋ねしたいと思います。工事全体としてどういう方針で決められているのかについては、詳細はここでは話せないかと思えますが、基本方針についてご発言いただくことは可能ですか。

事業者
小池 環境保全措置として約束した内容を含めて、環境の保全に関するマニュアルを作成して、それを施工会社にお示するとともに、工事の前段で環境の担当者が作業員の方にこういったことが大切であるという教育行っております。その上で、モニタリングの状況等も適宜確認しながら工事をしています。注目度の高い事業ということもありますので、しっかりと確認しながら進めさせていただいております。大雑把なご説明ですが、そういった形でございます。

片谷委員長 ありがとうございます。大気に関しては、特に問題となる数字が出ているわけではないので、そういった対応をしっかりと行っていただくことを改めてお願いしておきたいと思えます。

塩田委員 先ほど、専門家に相談をしているという話がありましたが、騒音・振動に関しては専門家に一つも相談をしていないのではないかと思います。というのは、例えば資料編の環 2-3-7 の図を確認いただくと、信じられないことに

縦軸に検討結果dBと書いてあります。縦軸に騒音レベルdBと書くのが普通ですので、専門家がみたら間違いであると指摘するはずですが、振動についても、例えば本編4-1-2-15の表4-1-2-17を確認いただきたいのですが、現況値、現地に行って測定をした結果と、寄与分、計算値が出ていまして、寄与分が0.4dBということが記載されています。皆さん0.4dBと耳で聞いてわかりますか。1dBわかりますか。例えば、75dBと76dBを耳で聞いてわかりますか。76.0dBと76.5dBの違いを耳で聞いてわかりますか。計算をすると0.4とか0.1といった数字が出ますが、それに何か意味がありますか、計算だけしているように思えます。そうではなくて、自分たちが使う機械や運搬したときにどのくらいの騒音かということが重要であって、その結果が現在の環境基準に寄与していませんということが必要なわけです。その点について検討するのが、検討結果ではないのでしょうか。ここでは検討をしていません。ということは、タイトルが違います。タイトルが違うので専門家に見てもらっていないとわかります。

もう一つは、エンジニアに計算をさせているとは思えません。資料編の環2-3-5の図2-3-2を確認いただくと、騒音振動が書かれていて、騒音も6点、振動も6点○印がつけられています。つまり○印が12個ありますが、どちらが騒音の測定点で、振動の測定点ということがわかりません。これは、専門家であれば、こちらが騒音の測定点、こちらが振動の測定点と記載します。計算をすれば、距離減衰が点音源であれば6dB毎に倍距離出てくるわけですが、そのようになっています。振動についても国土交通省の計算式で計算すれば、倍距離4.5dB毎に減衰するはずですがそうなっていません。資料編の環2-3-7の結果を確認すると平らになっているわけです。これは計算でないといえます。これは測定をした結果です。

ということは実際に何を測っているかわかりません。距離減衰を測っているわけでもなさそうです。

その辺りのところがどうも信頼がなかなか置けないという印象があり、大丈夫かと心配になります。専門家への意見聴取の結果を公表しないということでは、住民の方も心配だと思います。

一度計算をしたら見直しをする、インプットして計算結果が上がって報告書になった段階で責任者が確認をするといったことが行われていないのではないのでしょうか。そのため、こういった報告書になってしまっているのではないのでしょうか。

片谷委員長

資料編の環2-3-5に書かれている数値ですけれども、これは検討値と書いていますが、これは計算値ということですか。

事業者
小池

現地調査は実施していませんので、検討値は計算値です。先ほどの説明で、誤解があったようですので補足をさせていただくと、専門家へのヒアリングはあくまで動物、植物、生態系に関してですので、大気質、騒音・振動等は専門的な会社に計算を依頼するなどし、それを基に予測評価をしています。

片谷委員長

これは計算値ですから、2-3-5の今塩田委員がおっしゃった、どちらが騒音、振動ということはなく同じ地点の騒音と振動の計算結果が出ている、左右に○がついているのは距離減衰だから道路の左右対称なので地盤が違わない限りは振動も一緒と仮定できるから左右同じ値なので、値は一つで一つの表にまとめられているという理解で正しいですか。

事業者
小池

そのように作成しております。

塩田委員

それは違うと思います。自動車が走行する周辺の地盤が同一かどうかということは推定でしかない訳で、地盤調査をしなければわかりません。

片谷委員長	これは、同じ地盤であるという仮定のもとに求めた計算値という理解をしましたけれども、それで正しいですか。
事業者 小池	我々としては、そのように作成しております。環境影響評価の際にも同様のやり方をしています。
塩田委員	騒音は計算値だけれども、振動は測定値となっています。資料編の環3-3-1を見ていただければわかります。
片谷委員長	環3-3-1に載っているグラフの値は測定値ですか。測定値とは書いていないようですが。
塩田委員	騒音には測定値と書いてありますが、振動には書いていません。資料編の環2-3-1のところに各検討地点における距離毎の騒音を予測したと書いてありますが、振動には同様の記載がありません。
片谷委員長	記載はないかもしれませんが、これも予測値、計算値ということでもいいでしょうか。
事業者 小池	3-3の標題として距離毎の検討値についてと記載しておりますし、次の3-3-1の標題でも振動の距離毎の検討値についてと記載しています。確かに図には検討値と書いていませんが、そもそもこの項目全体が検討値ということで作成しております。
片谷委員長	資料に載っている騒音振動の値は全て計算値ですよ。測定をしたわけではないという説明ですが、塩田委員いかがですか。
塩田委員	それであれば、なぜ前に測定値が記載されているのですか。例えば、資料編の環3-2-2に測定された値が記載されています。
片谷委員長	これは平成24年の測定値ですね。
塩田委員	ということは、この値を基に計算しているということですか。
片谷委員長	この現地調査結果と今回の計算値との関係を説明いただけますか。
事業者 小池	車両の運行に係る騒音・振動の予測評価についてそもそもの道路の値を確認するために現地調査を行います。今回は環境影響評価の際に実施した現地調査の結果を利用して、それを踏まえて、検討値ということで計算値を記載しています。
塩田委員	そのように記載いただければ、このような質問も出ないと思います。
片谷委員長	資料の説明の文言に問題があるというご指摘ですので、今後意識をしていただければと思います。塩田委員、よろしいですか。
塩田委員	もう1点よろしいでしょうか。事業者はモニタリングをどのように理解しているかがわかりません。環境保全の13ページを確認すると、「工事最盛期に1回」と記載されていますが、1日という意味でしょうか。それとも1週間連続という意味でしょうか。1日に1回とすれば、それをモニタリングというのでしょうか。モニタリングは、問題の有無をチェックするために、3日から1週間ぐらい連続測定をしてあまり変化がない、問題なさそうだということ把握していくことではないでしょうか。

片谷委員長

これについては、保全計画に関するものですので、後での質疑とさせていただきます。
では、騒音・振動に続きまして、水質に移ります。スライドの番号で言いますと19になりますが、ご質問、ご意見ございますか。
山室委員どうぞ。

山室委員

周辺公共用水域への影響として調べたのは濁度だけに見えます。前回は指摘しましたが、公共用水域では重金属として亜鉛の影響を考えなければなりません。その指摘について亜鉛は不要であるという回答があったようですが、改めてそれは違うとお伝えしたいと思います。

また、公共用水域では窒素やリンも測っていますが、山土には窒素やリンが土壌中に結構含まれていて、盛土した場合そこから染み出した水が排水されることになりませんが、濁りしか測らないこととなっています。

本来は公共用水域に出すのであれば、公共用水域で測らなければならないもの全てについて、きちんとバックグラウンドを調べて排水するときにはそれよりも影響を与えないということを調べるべきだと思うのですが、その点についてはどう考えていますか。

事業者
小池

亜鉛については、まだ正式な回答はできていない状況です。亜鉛の関係で事務局と相談している内容としては、環境影響評価書の段階で小洪川の亜鉛に関するご意見いただいております、その関係で少し調査をしたものがあったので、その点について回答をさせていただきました。亜鉛の最終的な対応については、もう少しお時間をいただいて、調べた上でしっかりとご回答をさせていただきたいと思います。

土の関係ですが、基本的な考え方としては土を搬出する前段で掘った土を工事用のヤードに置いた段階でその土が問題ないかを確認するということが大事だと考えております。しっかり確認した土を持ち込みますので、ここでの水質の調査というのは再度の確認ということで行っていますので、こういった頻度としています。

山室委員

土の問題については、「建設工事における自然由来重金属等～マニュアル（暫定版）」を基準にしているというご回答だったかと思いますが、これはあくまで土壤汚染に関するもので水質汚染ではありません。今回は、盛土を行ったところから、雨が降った場合に水が出てきます。それを公共用水域に排出するので土壤汚染ではなく、排水としてみなければいけないと思います。これを排水とした場合には、マニュアルにない項目が入ってこなければならぬけれども調査対象になっていないというのが前回の指摘でもあります。前回は、亜鉛だけを指摘しましたが、本来は窒素やリンも調査する必要があります。天竜川のこの地点はアユの漁場が近いと思いますので亜鉛は必須ですし、場合によっては窒素、リンの底生藻類への影響という観点から少なくともバックグラウンドを測定するとともに、これぐらいの濃度のものを排出した場合に溶出による影響はないというように計算をした上で影響がないとすべきではないでしょうか。

今回は、SSしか検討していないので、公共用水域に排出するという観点から再検討していただきたいと思います。

事業者
小池

今、お答えできるものがありませんので、しっかり確認の上ご回答させていただきます。

片谷委員長

後日、事務局を通じてお願いします。搬出側である非常口等で行われる検査は、窒素やリンは含まれていませんよね。

事業者 小池	はい。含まれておりません。
片谷委員長	その辺りの見解も含めてご回答いただきたいと思います。山室委員それでよろしいですか。
山室委員	はい。
片谷委員長	では地形・地質、スライド20番です。富樫委員、どうぞ。
富樫委員	今回調査及び影響検討項目に入れていただいたことは非常に良かったと思います。ただ、せっかく検討いただいたのに、文章の意味がさっぱりわかりません。「重要な地形及び地質への影響を明らかにする」という表現の、重要な地形及び地質は何を対象としているのか教えてください。
事業者 小池	重要な地形および地質として対象としているのは、「影響検討について」という資料の4-3-1-2 ページ表4-3-1-3に記載している内容になります。
富樫委員	河成段丘と断層と書いてありますね。ということは、この検討結果は、段丘面ではないから問題ないということかと思いますが、低い河床面があって初めて高い段丘面がはっきり分かるので、段丘にかかってなくても、その段丘を段丘足らしめている河床の低い低地は、段丘と同等の価値があるわけです。豊丘村から喬木村にかけては、竜東側に非常に美しい河岸段丘ができており、知る人は非常によく知っています。そういうことを考えれば、この地域の段丘がどのようにあって、その中で工事の対象区域はこういった場所で、ここに1.5m土が盛られたとしても景観への影響は小さいというように、もう少し具体的な説明がないと、せっかくの検討が検討になっていないように思います。
事業者 小池	今御意見をいただいたところは、確かにおっしゃる趣旨は十分理解できます。我々としてはその表4-3-1-2にあるような色々な資料を踏まえ、またその範囲との関わりを踏まえて記載させていただきましたが、今の御意見も重要な観点だと思いますので、今後作成していく際にはそういったことも参考にさせていただきたいと思います。
富樫委員	これは地形地質に限らないことだと思いますので、影響が小さいとする結論にするとしても、それが理屈として分かるように記載していただきたいと思います。
片谷委員長	では事業者さんは今の御指摘を十分受け止めていただくようお願いします。 事後調査については、法律上の事後調査は行わないが、モニタリングでそれをカバーするということだと思いますので、環境保全計画にいきたいと思います。今度は特に定めませんので、スライドの26番以降に関して、モニタリングと管理計画を含めて御意見をいただきたいと思います。 山室委員どうぞ。
山室委員	29番ですが、表の下の「搬入元における土壌汚染のモニタリングにより土壌汚染対策法に定める基準等との差が小さい場合に」というのは曖昧な表現だと思います。まず前提として基準よりも絶対に低いというのがあり、低いが基準にかなり近い場合はやるという意味だろうとは思いますが、これだけだとどういうときにモニタリングをするのか分からないので御説明いただけますか。

片谷委員長	差が小さい場合の定義ですね。
事業者 小池	定義はしっかり再度確認しまして御回答させていただきたいと思います。
片谷委員長	では後日事務局あてにお願いします。このモニタリングに関しては、先ほど塩田委員からも工事最盛期に1回とあるが、騒音、振動の場合は瞬間的なデータというのはいり得ないので、どういう期間を想定しているのかという指摘がありました。こちらはいかがですか。
事業者 小池	工事最盛期に1回というのは1日を考えておりますが、ただそこだけ測ればいいのかという御議論もあろうかと思っておりますので、準備工や盛土工を施工中は、モニタリングとは別に騒音、振動について日々簡易計測を行い、しっかりと状況を把握しながら必要に応じて必要な環境保全措置をとることを考えております。
片谷委員長	簡易計測というのは騒音計を据え付けて測るのではなくて、例えば手持ちで測るとかそういうイメージですか。
事業者 小池	名古屋駅等は騒音計を簡易で置かせていただいておりますが、ここを具体的にどういう手法で測定するかというのは、施工会社と相談しながら行っていきたいと思っております。
片谷委員長	先ほど近隣に養護学校があるというご説明もありましたし、きちんとしたものを使って測定をしていただきたいと思います。据え付ける場所は工事の状況に応じて日々変わったりせざるを得ないということもあると思っておりますが、騒音防止が十分なされていることの確認をお願いします。 本当は、日々測定するという一言をモニタリングの表の中に入れていただくとよりよかったですと思っております。 塩田委員、今の説明でよろしいですか。1日で計画されるにしても、状況に応じて測定期間を延ばすとか、臨機応変に対応していただきたいと思います。特にここは養護施設が近いということもあり騒音、振動への配慮をお願いしたいと思います。 他にこの保全計画に関する御意見はございますか。小澤委員どうぞ。
小澤委員	29番のモニタリング計画の中の水質に関してですが、工事前の調査頻度について1回とあります。以前も言った気がしますがやはりバックグラウンドを把握するという意味では1回では不足していると思っております。今回の工事は準備工と盛土工の2段階の工事があるようなので、それぞれの前段で測れば2回になりますし、それぞれの工事前の状態を把握することも可能になると思っております。是非1回ではなくて複数回という視点で、工事前の事前の調査として行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
事業者 小池	確かに前回の坂島の仮置き場でも同様の御質問をいただきました。水質は流末での測定を考えていますが、ここは坂島と違って水がほとんど流れていませんので、そういった現状を踏まえながら調査していく考えです。また四季の変化という御意見もありますので、今は具体的な御回答は難しいのですが、しっかりと現状を把握できるような調査を設定させていただきたいと考えています。
小澤委員	よろしく御検討ください。
片谷委員長	今の御意見を十分考慮し、進めていただくようにお願いします。

管理計画についてですが、先ほど山室委員がおっしゃった水質の問題にも絡むのですが、36番に放流口で水質の確認を行い、それが排水基準を超えることがないよう、となっていますが、これはモニタリングとは別に随時行われる確認作業ですか。水質の確認は測らない限りできないものだと思いますが。

事業者
小池

放流口での水質確認の内容については、確認し回答させていただきます。

片谷委員長

もう少し具体的な水質の確認の中身と、何の排水基準と対比するのか等を具体的に示してください。これは追加の補足説明として、事務局宛てにでき次第送ってください。

梅崎委員

関連して、排水は調整池を作って常時流すのか、それとも貯めておいてモニタリングをした上で流すのか確認させてください。

事業者
小池

水については、堰を置いて貯めておいて一定程度貯まったら流すということではなくて、基本的には常時流すという考えです。

梅崎委員

大水のときは別ですが、本来であれば、ある程度堰を設けて測定をした上で流すべきだと思います。常時流すとなると、これまでの懸念がより深刻になりますので、モニタリングの頻度を上げる等の対策が必要かと思います。

片谷委員長

大雨の時は流さざるを得ないと思いますが、降水量が特に多いときを除けば、確かに貯めてチェックして流すという方が安全性は高いですね。今日すぐ御回答いただけないと思いますので、持ち帰っていただいて具体的にどういう対応をするのか、追加説明として事務局宛てに提出してください。

事業者
小池

追加で説明させていただきます。

片谷委員長

あくまでも地元住民の皆様の安心のためですので、よろしく願います。他はいかがですか。大窪委員どうぞ。

大窪委員

項目として植物が入っていませんが、外来植物が侵入、定着する問題が必ず発生すると思います。これだけ大きいところですので、まず準備工の時に耕土のすき取りをやりとありますが、土を動かしたところには必ず外来植物が入ってきて、そこが発生源となり周囲へ広がっていくという問題があります。盛土工にすると新しく土を持ってくるといことなので、進入、定着の条件を作ってしまうということになります。天竜川の河川敷に近いところは元々外来植物の種類も量も非常に多い場所なので、是非外来植物の定着、発生源にならないように植物の管理をしていただきたいと思います。それは生態系や景観保全等の見た目の問題にもかかわってくる問題なので、そもそも植物や景観が項目から外れていますが、御検討をお願いします。

片谷委員長

これは施工中、造成中の配慮事項の中に盛った土の表面に外来植物が定着しないような監視、除去を行うということを盛り込めばいいですね。

大窪委員

そうですね、やはりモニタリングしながらその都度どのような植生管理を行うのかという問題に対応する必要があると思います。

片谷委員長

除去をしないで上に土を盛ってしまうと、それがまた出てくるということもありま

すので、これは施工中に随時表面のチェックをしていただきたいですね。積んだところがしばらく表面に出ていると、そこに外来種の種が飛んできて生育してしまうということですね。

大窪委員 はい。またそこで繁茂すると周辺に広がっていくという悪い影響が必ず生じますので、検討をお願いしたいと思います。

片谷委員長 これは造成中の管理の中にそういった表面の植物に常にチェックして、外来種と思しきものが生えてしまっていたら、すぐ除去するということですね。ぜひそのような対応をお願いします。

事業者 小池 外来種の関係は評価書の段階から大窪委員に色々御心配いただいております。確かに外来種の関係については御懸念があるところだと思います。我々としてもどのようなことができるのか検討させていただいて、対応できる部分についてはしっかり対応していきたいと思います。

大窪委員 よろしくをお願いします。

片谷委員長 だいぶ時間が超過していますがよろしいでしょうか。
陸委員どうぞ。

陸委員 人触れについて、喬木村の地図を見ますと、計画地の東側に運動公園や色々野外活動する場所がありそうですが、もしこの辺りで人触れの場があるとすれば資材や機械を運搬する車両の運行によって、ここへのアクセスに何らかの影響を与える可能性もあります。車両の通行による影響についてはもともと評価書にも〇がついていないですが、十分留意をしていただいて地元の方々のそういった活動への影響を低減するような対応を是非していただきたいと思います。

片谷委員長 今回の御指摘も管理計画の中だと思いますが、工事用車両、運搬車両がどの程度交通量に影響を与えるかということですね。先ほど道路は拡幅して今より通行が容易になるということでしたが、公園などレクリエーションの場があるのであればそこへのアクセスに支障が生じないかどうかの確認はしていただくようお願いできますか。

事業者 小池 こちらの工事は今準備工の関係について地元の方に御説明させていただいております。発生土の運搬の車両が出てくるその前段ではまた地元の方々に御説明等をさせていただきながら進めて参りますが、今の御懸念の内容についても喬木村や地元の方々にもしっかり御説明させていただいてコミュニケーションを取りながら進めて参りますのでよろしくお願いたします。

片谷委員長 ではそれもしっかり御対応いただくということでお願いします。
では時間が超過し大変申し訳ございません。まだ御意見、御質問がある方もいらっしゃるかと思います。いつものように1週間以内と事務局から言われておりますので、1月31日までに事務局あてに追加の御意見、御質問等をお寄せください。
では議事2はその他ですが、事務局から何かありますか。

事務局 是永 今後の審議予定について、今回は3月14日(木)に西庁舎301号会議室において平成27年から28年度に御審議いただいた飛騨信濃直流幹線新設工事事業の事後調査報告を予定しております。追って開催通知を送付いたしますので、年度末のお忙しい中とは存じますが、よろしくお願いたします。

また追加の意見等については委員長よりお話しがありましたとおり、1月31日(木)

までに事務局あてお寄せいただきますようお願いいたします。
事務局からの説明は以上となります。

片谷委員長

2月の委員会はないのですね。

事務局
是永

はい、当初の年間計画では2月に予定しておりましたが、案件の都合により次回は3月となります。

片谷委員長

では、次回は3月ということです。その時には本日JR東海さんをお願いした補足説明についても事務局から説明できるように準備をお願いします。事務局で説明しきれないと判断した場合は、またJR東海さんにお越しいただくことになるかもしれません。事務局で対応可能であればお願いします。

では時間がだいぶ超過して申し訳ございません。事業者の皆様方ありがとうございました。では事務局にお返しします。

事務局
寒河江

本日の技術委員会はこれで終了します。ありがとうございました。